

広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

【令和8年9月分】

- ・なまこ漁業

なまこ漁業

1 許可すべき漁業者の数及び制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
素潜りを含むいさりによるなまこ漁業	安芸地区（別記のとおり）	11月1日から翌年3月31日まで	45	1 令和2年12月1日より前から、漁業の許可、漁業権又は入漁権のいずれにも基づかない自由漁業により、適法になまこ漁業を営んでいた個人漁業者 2 申請の操業区域の地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和8年9月7日から令和8年10月7日まで

3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付けることがある。

ア 規則第44条第1項第2号（船舶を使用する場合を含む。）、第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ なまこを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

別記（操業区域）

安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ケ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同市犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ケ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同市尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長

線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から
同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所